

令和5年度 保育施設申込案内



この案内は、令和5年度の東松島市における保育施設の利用について、申請手続きや、必要書類について記載しておりますので、内容をよく御確認のうえ、お申込みください。

【お問い合わせ先】

東松島市保健福祉部子育て支援課保育支援係

東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

TEL:0225-82-1111 (内線 1181、1184)

【保育施設一覧】

保育施設名		所在地	電話番号	定員	受入年齢	延長保育	障害児保育
公立	矢本東保育所	矢本字大溜 13 番地 1	82-2101	120 人	生後 6 ヶ月 から	○	○
	大曲保育所	大曲字筒場 89 番地 1	82-3284	100 人		○	○
	牛網保育所	牛網字駅前一丁目 68 番地	87-2143	100 人		○	○
	野蒜保育所	野蒜ヶ丘二丁目 14 番地 1	88-2030	60 人		○	○
	赤井北保育所	赤井字館前 220 番地 3	82-6396	60 人		×	○
	大塩保育所	大塩字緑ヶ丘三丁目 1 番地 1	82-2205	60 人		×	○
	赤井南保育所	赤井字有明 7 番地 1	82-4019	70 人	1 歳から	○	○
私立	矢本西保育園	矢本字道地浦 139 番地 1	84-2801	60 人	生後 6 ヶ月 から	×	○
	ウェルネス保育園 矢本	小松字谷地 191 番地 1	24-8221	75 人		○	○
	ウェルネス保育園 赤井	赤井字川前四番 17 番地 2	25-7790	75 人		○	○
地域型 保育施設	GENKI つこ保育園 東松島園	大曲字堰の内南 145 番地 2	98-4641	19 人	生後 2 ヶ月 から 2 歳児 まで	○	×
	GENKI つこ保育園 すてっぷ	矢本字四反走 89 番地 5	25-7121	19 人		○	×

1 入所申込みについて

(1) 申込受付期間

- ア 受付期間 11月1日(火)、2日(水)、4日(金) 午前9時～午後6時
11月5日(土) 午前9時～午後1時
- イ 申込先 第1希望の保育施設へお申込みください。
受付期間を過ぎた場合は、子育て支援課へお申し込みください。

(2) 広域入所について

東松島市に住所を有しながら、他市町村の保育施設利用を希望する方は、子育て支援課へお申し込みください。継続利用を希望する場合も手続きが必要です。

- ア 受付期間 11月1日(火)、2日(水)、4日(金) 午前9時～午後6時
11月5日(土) 午前9時～午後1時
- イ 申込先 子育て支援課

(3) お申込みに必要な書類

- ア 支給認定申請書兼入所（園）申込書（児童1人につき1部）
- イ 家庭状況等申告書（1世帯につき1部）
- ウ お子さんの状況について（児童1人につき1部）
- エ 保育を必要とすることの証明書類等（父母各1部）

保護者等の状況	必要な書類
就労している場合	就労証明書（1ヶ月当たりの就労時間が64時間に満たない場合は、就労としての認定はできません。） ・就労先が複数ある場合は、勤務しているすべての就労先から証明書を取得願います。 ・シフト制勤務の方は、シフト表等の添付も必要です。
自営業の場合	
病気や障害がある場合	①疾病状況申立書 ②障害者手帳等の写し
親族の介護・看護をしている場合	①介護・看護状況申立書 ②介護保険被保険者証、障害者手帳等の写し
学校に通学している場合	在学証明書
求職活動中の場合	求職活動状況申立書 ※入所した月から90日以内に就労することが条件となります。

オ 令和4年1月1日時点で市内に住所を有していない場合は、令和4年度住民税課税証明書類（均等割・所得割額内訳が記載されているものを、父母各1部）

- ※ 住民税課税証明書類は、お住まいだった自治体から取得してください。
- ※ 継続入所希望の方で、既に提出いただいている方は不要です。

カ 多子軽減届出書（在籍証明書）

以下の施設に通われている兄弟姉妹がいる場合は、お申し出ください。

- (ア) 幼稚園
- (イ) 認定こども園
- (ウ) 特別支援学校幼稚部
- (エ) 情緒障害児短期治療施設通所部
- (オ) 児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合

2 支給認定

(1) 支給認定について

保育施設等を利用するためには、支給認定を受ける必要があります。支給認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって区分され、保育施設を利用する場合は、2号認定又は3号認定を受ける必要があります。

支給認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設等
2号認定 【保育標準時間／保育短時間】	3～5歳	あり	保育所／認定こども園
3号認定 【保育標準時間／保育短時間】	0～2歳	あり	保育所／認定こども園／小規模保育事業

(2) 保育の必要性と認定について

保育の必要性とは、両親（別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかに該当する場合に認定されます。

- ア 就労している場合（自営業、夜間勤務、内職等を含む）
- イ 妊娠中又は出産後
- ウ 保護者が疾病又は障害を有している場合
- エ 家庭内の親族を常に介護している場合
- オ 災害復旧に従事している場合
- カ 求職活動中
- キ 就学している場合（学生、職業訓練を含む。）
- ク 虐待やDVのおそれがある場合
- ケ その他、市長が上記の事由に類すると認める状態にある場合

(3) 保育時間

認定区分に基づき、保育時間が異なります。

	施設	認定区分	保育時間	延長保育時間	
平日	公立	標準	7:30～18:00	18:00～19:00	
		短時間	8:30～16:30	16:30～19:00	
	私立	標準	7:00～18:00	18:00～19:00 ※	
		短時間	8:30～16:30	16:30～19:00 ※	
	地域型 保育施設	標準	7:30～18:00	18:00～18:30	
		短時間	8:30～16:30	16:30～18:30	
土曜日	公立	標準	7:30～15:00	/	
		短時間	8:30～15:00		
	私立	標準	7:00～18:00		
		短時間	8:30～16:30		16:30～18:00
	地域型 保育施設	標準	7:30～18:00		18:00～18:30
		短時間	8:30～16:30		16:30～18:30

※延長保育時間について、私立ウェルネス保育園矢本および赤井は、午後8時まで。

令和 5 年度保育料徴収基準額表

(法改正等により、利用者負担額が変更になる場合があります。)

単位：円

各月初日の入所児童の属する世帯 の階層区分		利用者負担額				
		標準時間		短時間		
		第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	市町村民税均等割課税世帯	14,000	7,000	13,700	6,850	
D 1	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600円未満	17,000	8,500	16,700	8,350
D 2		72,000円未満	23,000	11,500	22,600	11,300
D 3		97,000円未満	28,500	14,250	28,000	14,000
D 4		133,000円未満	37,000	18,500	36,300	18,150
D 5		169,000円未満	44,500	22,250	43,700	21,850
D 6		235,000円未満	49,600	24,800	48,700	24,350
D 7		301,000円未満	54,000	27,000	53,000	26,500
D 8		397,000円未満	62,000	31,000	60,900	30,450
D 9		397,000円以上	70,000	35,000	68,800	34,400

※1 階層区分は、4月から8月は令和4年度市町村民税所得割課税額、9月から翌年3月は令和5年度市町村民税所得割課税額を基に算定いたします。

※2 市町村民税所得割課税額を計算する際、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等は適用されません。

(3) 多子世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額の軽減について

ア 多子世帯の利用者負担額軽減について

市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯 (B~D1 階層及び D2 階層の一部) について、お子さんが 2 人以上いる場合、保護者と生計が同一の子であれば、年齢に関わらず、上から順に第 1 子、第 2 子として数え、第 1 子、第 2 子については、上表の利用者負担額が適用され、第 3 子以降は無料となります。

イ ひとり親世帯等の利用者負担額軽減について

市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯 (B~D2 階層及び D3 階層の一部) について、(ア)、(イ) 又は (ウ) に該当し、保護者と生計が同一の子であれば、年齢に関わらず、上から順に第 1 子、第 2 子として数え、第 1 子については、以下の表の利用者負担額が適用され、第 2 子以降は無料となります。

ひとり親世帯等における第1子児童の利用者負担額表

単位：円

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額	
階層区分	定義	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C	市町村民税均等割課税世帯	6,250	6,100
D1	市町村民税所得割額	48,600円未満	7,750
D2		72,000円未満	9,000
D3		97,000円未満	9,000

- (ア) 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯をいいます。
- (イ) 「在宅障害児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる児(者)を有する世帯をいいます。
- ①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ②「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けた者
 - ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (ウ) 「その他の世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等のうち特に困窮していると市長が認めた世帯をいいます。

4 保育所給食費について

(1) 保育所給食費について

保育所給食費は、原則として、3歳以上の児童に対し、主食費（ご飯代）・副食費（おかず代）として、お支払いただくこととなります。

なお、3歳児未満については、保育料に含まれているため、別途発生はいたしません。

3歳以上の児童にかかる給食費

単位：円

区分	主食費	副食費
公立保育所	持参	月額4,500円 ※年収360万円未満相当（市町 村民税所得割額57,700円未満の 世帯及び第3子以降の子ども （小学校就学前の子どもから順 に3人目以降）に該当する場 合、免除されます。
私立保育所	月額500円	

(2) 保育所給食費の納入方法について

毎月の保育所給食費は、各施設に直接納入いただきます。納入方法は、各施設へ御確認ください。

5 利用調整について

各保育施設に対して、定員を超えるお申込みがあった場合は、保育の必要性の高い児童（保護者の就労状況や家庭状況から判断）から入所決定いたします。

6 保育施設での生活について

保育施設では、保育指針に基づき、養護と教育が一体となった保育を行います。

各家庭の状況、地域の実態、そして年齢ごとに定められた「ねらいと内容」で構成された保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を基に、子どもの自発的かつ主体的な活動を保育士が援助することにより、子どもが身につけることが望ましい心情、意欲、そして態度を養います。

これらは、子どもが健康かつ安全で、情緒の安定した生活ができる環境の中で、遊びを通して培われます。

公立保育所の場合の一例

時 間	日 課	内 容
午前 8時30分	登 所	保育所へ登所
	遊 び	指導計画に基づき、年齢に応じた領域の保育を行います。
午前 11時30分	昼 食	手洗い、準備、食事の指導
午後 1時00分	お昼寝	
午後 3時30分	おやつ	手洗い、挨拶
午後 4時30分	降 所	健康状態の観察、挨拶、保護者への連絡

<年間行事> 夏祭り、運動会、発表会、お誕生会、避難訓練等

クラス編成は、各施設で決定され、年齢別とは限らず、混合クラスの場合もあります。

7 その他

以下の事項に該当する場合は、速やかにお申し出ください。

- (1) 年度の途中で、市外へ転出する場合
- (2) 保護者の就労状況に変更が生じた場合（勤務先や勤務時間等の変更、離職等）
※ 保育必要量が変更になる場合がありますので、就労証明書の再提出が必要です。
- (3) 入所児童の兄弟姉妹が幼稚園等に入所した場合
※ 多子軽減届出書を提出いただくことで、保育料が軽減される場合があります。
- (4) 確定申告、修正申告等により、住民税課税額が変更となった場合
- (5) 保護者が婚姻又は離婚した場合
- (6) その他、入所申込内容と変更が生じた場合



『子ども・子育て支援新制度』

詳しい内容は「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページ
をご参照ください。



<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索

